

◎新潟県告示第449号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）三和中部第1地区「第2換地区」確定測量）
- 2 作業期間 平成30年7月4日から平成31年3月20日まで
- 3 作業地域 上越市三和区今保ほか地内